

平成二十二年五月二十一日受領
答弁第四六四号

内閣衆質一七四第四六四号

平成二十二年五月二十一日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出鳩山由紀夫内閣における外務省在外職員の健康管理休暇制度に係る改革に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「在勤手当プロジェクトチーム」は、健康管理休暇制度について、同趣旨の休暇制度が先進各国、国際機関においてもおおむね導入されていることを確認した上で、健康管理休暇の取得の必要性につき各在勤地の勤務・生活環境の厳しさに応じて検証し、それぞれの休暇取得資格の発生時期を見直すとともに、休暇取得に際し経済的な航空賃の利用を徹底することとした。その結果、平成二十二年度予算は、前年度に比べ、総額で約一億八百万円、約二十八・三パーセントの減額となった。

二について

民間企業における海外駐在員の休暇制度の実態調査については、調査の客観性を一層向上させるため、平成二十二年度における在勤手当に関する民間調査機関による委託調査の中で、我が国の民間企業の休暇制度についても調査させることとしている。

三について

民間企業の休暇制度に関する調査結果については、健康管理休暇に対する国民の理解を得るため、可能な範囲で情報を開示していきたい。